

川崎市

地区まちづくり育成条例

活用マニュアル

みんなで進める 「地区まちづくり」



川崎市

みんなで進める 地区まちづくり

はじめに



地域社会が成熟する中で、市民自らによる地区の課題解決や魅力づくりに向けた取組を行おうとする意識が高まっています。地区の居住環境の維持改善に向けた土地、建物のルールづくりや自主的な地区の維持管理活動等、地区の課題や魅力づくりに対する市民の関心は広がっており、市民主体のまちづくりを支援するための根拠となる法令の整備が求められてきました。

そこで、川崎市では市民発意のまちづくりを推進するため、地区のまちづくりの組織を制度として位置付けるとともに、既存の制度を補完し、地区の実情やニーズに応じたまちづくりの制度を選択・活用できる仕組みとして、平成21年12月に「地区まちづくり育成条例」を制定し、平成22年4月より制度がスタートしました。

本マニュアルでは、「地区まちづくり育成条例」制度を活用するにあたって、市民のみなさんがどのように地区まちづくりを進めていけばよいのかを3つのステップに分け、ステップごとに行うべき活動や手続きを解説しています。市民のみなさんが自主的なまちづくり活動を行う際にご活用ください。

平成22年4月

目次

「地区まちづくり」のきっかけ.....	4
「地区まちづくり」とは？.....	6
ステップアップしながら「地区まちづくり」を進めよう.....	8

step1 地区まちづくり発意の組織化

～地区を代表して地区まちづくりの手続きを進める組織にしよう～..... 10

1. 「地区まちづくり組織」認定に向けて活動しよう.....	11
【「地区まちづくり組織」の概要】.....	12
2. 申請書をつくろう.....	14
3. 「地区まちづくり組織」として認定されたことを周知しよう.....	17

「地区まちづくり組織」認定をめざすのは、まだ難しいと感じたら、
「地区まちづくりグループ」登録からはじめられます..... 18

step2 「地区まちづくり構想」等の作成

～まちのルールや活動計画をつくろう～..... 20

1. 「地区まちづくり構想」等を作成しよう.....	21
(1) 「地区まちづくり構想」等の作成に向けて活動しよう.....	21
【「地区まちづくり構想」の概要】.....	22
(2) 「地区まちづくり構想」を検討しよう.....	24
a. 「地区まちづくり目標」をつくろう.....	24
b. 「地区まちづくり基準」をつくろう.....	24
c. 「地区まちづくり活動計画」をつくろう.....	25
【地区のニーズに応じて、他の制度を組み合わせた活用もできます】.....	26
(3) 「地区まちづくり構想」作成に向けた周知等の方法.....	27
a. 話し合おう：ワークショップ等の開催.....	28
b. 周知しよう：通信の配布.....	29
c. 意見を聴こう：アンケートの配布.....	30
d. 最終確認をしよう：意見欄付き最終素案の「お知らせ」の配布.....	31
e. 最終素案に反対意見がある場合の対応を考えよう.....	32
2. 申請書をつくろう.....	33
3. 「地区まちづくり構想」が認定されたことを周知しよう.....	37

「地区まちづくり構想」等を作成するまでに、まだ時間がかかりそうだと感じたら、
「地区まちづくり方針」登録からはじめられます..... 38

step3 地区まちづくりの推進

～地区まちづくりを推進しよう～..... 40

1. 「地区まちづくり構想」作成後の活動を進めよう.....	41
2. 協議に備えよう.....	42
(1) 事業者との協議フロー.....	42
(2) 市の指導または勧告について.....	44
(3) 協議が成立または45日が経過した日以降に協議対象行為の内容を変更する場合.....	44

参考：Q & A.....	45
地区まちづくり育成条例.....	46
地区まちづくり育成条例施行規則.....	48